

### 川西市職員の懲戒処分等について

令和3年1月29日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和2年9月6日(日)午前7時50分頃出在家の踏切にて停車したのち、前方不注意にて前方の自動二輪車のナンバープレート下部に当て転倒させ、運転手の手首に怪我を負わせた。現場に到着した警察官の確認により、平成23年7月に免許が失効していることが明らかになった。同年12月14日に、公安委員会の運転免許を受けないで普通乗用自動車運転したことを公訴事実として起訴され、同月17日に、「罰金35万円に処する。」とする略式命令を受け、令和3年1月4日に、かかる罰金を納付した。なお、人身事故に係る部分については、公訴事実とはされていない。

本件は9年間を超える期間にも及び無免許運転という悪質な交通法規違反の事案であり、公務での運転も確認されている。かかる事故がなければ無免許運転を継続していたおそれがあること、主幹という特に厳格に自身を律し、他の職員の模範となり、管理・監督を行うべき地位にあり、その職責は高いものであることなどから、市及び職員全体の信用を著しく失墜する行為に該当するため、下記の処分を行ったもの

#### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
市民環境部市民課	主幹	56歳(男性)	R3.1.29	停職3箇月

#### 3. 分限処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
同上	同上	同上	同上	主査級への降任

【問い合わせ先】  
総務部職員課  
電話 072-740-1142